



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第682号 令和6年3月22日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
147	液化石油ガス販売事業者の認定をした件	消防保安課
148	同	同
149	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
150	同	同
151	肥料の登録の有効期間を更新した件	みどり戦略推進課
152	道路の供用を開始する件	道路整備課
153	道路協力団体の名称の変更について届出があった件	同

【人事委員会規則】

番号	表題	担当課名
	学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	

【公安委員会規則】

番号	表題	担当課名
5	警備業法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分公表に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第四百十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

氏名又は名称	住所又は所在地	認定年月日
麻植郡農業協同組合	吉野川市鴨島町鴨島一〇六番地一	令和六年三月四日

徳島県告示第四百十八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十五条の六第一項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の認定をしたので、同法第八十八条第二項の規定により次のとおり公示する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

氏名又は名称	住所又は所在地	認定年月日
かいふ農業協同組合	海部郡海陽町大里字松ノ本七七番地	令和六年三月八日

徳島県告示第四百十九号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
教育用タブレット（Windows） 二千台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和六年七月一日から令和九年六月三十日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年四月二十二日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話 八八 六二一 三三三五

ファクシミリ 八八 六二一 二八八二

電子メール gakkoukyoui.kuka@pref.tokushi.na.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai.ka_eshi.nsei@pref.tokushi.na.lg.jp

3 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

電話 八八 六二一 三三六六

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八三六

電子メール smar.tkenchousui.shi.nka@pref.tokushi.na.lg.jp

4 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和六年四月二十二日（月曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこ

と。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年五月二日(木曜日)午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。)

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年五月一日(水曜日)午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「教育用タブレット(Windows) 二千台(賃貸借) 入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に係りのない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局学校教育課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Tables for students (Windows) 2,000 units

2 Term of Lease

From July 1, 2024 to June 30, 2027

3 Time Limit of Tender

2:00 p.m. on May 2, 2024

4 Section in charge of contract

School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-3135

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第百五十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 入札に付する事項

- 1 借入物品等の名称及び数量
教育用タブレット（Chromebook） 二千台（賃貸借）
- 2 借入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和六年七月一日から令和九年六月三十日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、1から4までに掲げる事項の全てに該当する者であることとする。

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

三 入札参加資格の審査の申請手続に関する事項

- 1 入札参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、受領期限までに申請を行った場合でも、審査申請書等に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 審査申請書等の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和六年四月二十二日（月曜日）午前十一時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話 八八 六二一 二一六七）

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県教育委員会事務局学校教育課キャリア・消費者教育担当

電話 八八 六二一 三二三五

ファクシミリ 八八 六二一 二八八二

電子メール gakkoukyoui.kuka@pref.tokushi.na.lg.jp

2 入札説明書（仕様内容を除く。）についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

電話 八八 六二一 二一六七

ファクシミリ 八八 六二一 二八二八

電子メール kanzai.ka_eshi.nsei@pref.tokushi.na.lg.jp

3 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部スマート県庁推進課ネットワーク担当

電話 八八 六二一 三二六六

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八三六

電子メール smar.tkenchousui.shi.nka@pref.tokushi.na.lg.jp

4 入札説明書の交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を、県の指定する様式により、2の(一)に掲げる受領期限までに2の(二)に掲げる提出場所へ提出しなければならない。また、提出した応札仕様書等に関し県から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断され「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。

2 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び提出方法

(一) 受領期限

令和六年四月二十二日（月曜日）午前十一時

(二) 提出場所

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこ

と。

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和六年五月二日(木曜日)午後三時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送(郵送による場合は、書留郵便とし、2の(一)に掲げる受領期限までに必着のこと。)

2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

(一) 受領期限

令和六年五月一日(水曜日)午後五時

(二) 宛先

郵便番号 七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当

3 入札方法

入札金額は、一箇月当たりの借入代金を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金及び契約保証金

免除

5 入札の無効

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「教育用タブレット(Chromebook) 二千台(賃貸借)入

札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) その他入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わつて本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約書の作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県教育委員会事務局学校教育課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 その他

(一) 詳細は、入札説明書による。

(二) 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。契約締結日の属する年度の翌年度以降においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、県はこの契約の全部又は一部を解除することがある。この場合において、県は、当該解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

七 Summary

1 Nature and Quantity of the Products and Services to be Leased

Tables for students(Chromebook) 2,000 units

2 Term of Lease

From July 1, 2024 to June 30, 2027

3 Time Limit of Tender

3:00 p.m on May 2, 2024

4 Section in charge of contract

School Education Division, Tokushima Prefectural Board of Education.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-3135

5 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Management Strategies Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2067

徳島県告示第百五十一号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四五二号	魚かす粉末	魚粉七・五	窒素全量 リン酸全量 七・〇	該当なし	徳島県協同肥料株式会社 小松島市和田島町字西浜手一〇番地一五	令和十二年三月二十日
徳島県 第四三三号	同	徳島化製F・一	窒素全量 リン酸全量 八・〇 六・〇	同	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目一七〇四番地の一	同 二十三日

徳島県告示第百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎において、令和六年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

139	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
板	船戸切幡上	阿波市土成町土成字高泰一五 〇番一地从先から	同 三番二地先まで	一四三・二	令和六年三月二十二日

徳島県告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の六十第三項の規定により、道路協力団体の名称の変更について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和六年三月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

変更前	団体の名称	住所	事務所の所在地	変更年月日
岡田企画株式会社	OKスポーツクラブ株式会社	徳島市一番町三丁目一六番地三	徳島市山城西三丁目一三番地六	令和六年二月十五日

。 学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和六年三月二十二日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六 二八）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第十条第二項中「及び潜水手当」を「、潜水手当及び災害時教育支援等手当」に改める。

別表第一の三級の項中「美馬市木屋平中学校」を削る。

別表第二中「三好市西祖谷中学校」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第5号

警備業法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

警備業法施行細則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「認定証の返納に係る」を「死亡等の」に改め、同条中「第12条第3項」を「第12条第1項及び第2項」に改める。

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

法 第 1 2 条 関 係 届 出 書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所

警備業法第12条 第1項 の規定に基づき、次のとおり届出をします。
第2項

氏名又は名称	
認定をした公安委員会の名称	公安委員会
認定の番号	
届出書を提出すべきこととなった事由の発生年月日	年 月 日
届出書を提出すべきこととなった事由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部改正)

第2条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則(平成25年徳島県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「認定証」を「認定」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。